

平成29年 第4回 安芸太田町議会臨時会会議録

平成29年4月21日

招集年月日	平成29年4月21日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年4月21日 午前10時50分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年4月21日 午前11時35分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	大江厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	3 番	平岡昭洋		4 番	矢立孝彦	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤和典	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	小坂 眞治		副 町 長	小島 俊二	
	総務課長	栗栖 一正		教 育 長	二見 吉康	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉田美保子		総務課主幹	河越 慶介	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		学校教育課長	長尾 航治	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	地域づくり課長	小笠原 敏子		保健医療福祉統括セ ンター事務局長	栗栖 修司	
	企 画 課 長	二見 重幸		福祉事務所長兼 福祉課長	伊賀 真一	
	建 設 課 長	田中 啓二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	産業振興課長	瀬川 善博		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	商工観光課長	児玉 齊		衛生対策室長	田中 博敏	
	税 務 課 長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
	児童育成課長	園田 哲也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成29年4月21日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第51号	町長、副町長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第52号	平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第1号)
	特別委員会の設置について

平成29年第4回 安芸太田町議会臨時会 議 事 日 程 (第1号)

平成29年4月21日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	議案第51号	町長、副町長の給与の特例に関する条例の制定について
第5	議案第52号	平成29年度安芸太田町一般会計補正予算(第1号)
第6		特別委員会の設置について

平成29年第4回臨時会
(平成29年4月21日)
(開会 午前10時50分)

富永豊議長

ただいまから平成29年第4回安芸太田町議会臨時会を開会します。本日の出席11名、会議は成立しています。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1．諸般の報告

富永豊議長

日程第1、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長です。同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配布した写しのとおり通知がありました。監査委員から2月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管されていますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2．会議録署名議員の指名

富永豊議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番平岡昭洋議員及び4番矢立孝彦議員を指名します。

日程第3．会期の決定について

富永豊議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日4月21日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って会期は1日間に決定しました。

日程第4．議案第51号

富永豊議長

日程第4、議案第51号町長副町長の給与の特例に関する条例についてを議題とします。提出者から説明を求めます。はい、町長。

小坂眞治町長

はい、議案第51号、町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定についてご説明をいたします。今般の職員の不祥事を受け、本人を含む関係職員の処分を決定をいたしましたので、町長及び副町長の不祥事における責任の所在を明確にするため、町長及び副町長の給与について減額を行うものとし、必要な特例条例を定めるものでございます。本町の職員によるこの度の不祥事は全体の奉仕者として法令を順守し適正に職務を執行すべき公務員として決してあってはならないことであり、また町民の皆様の町政に対する信頼を大きく失墜させる行為であります。この場をお借りいたしまして改めて心から深くお詫びを申し上げます。また、町民の皆さんからの付託を受け町政を預かるものとして以前の不祥事を教訓に再発防止に取り組むさなか、信頼を大きく重ねて損ねたこと、深くお詫びするものでございます。また広島県をはじめ、町外よりお寄せいただいております信頼また期待を大きく損ねることにもなりました。また日々の業務、一生懸命取り組んでおり、コンプライアンス向上に取り組んでおります職員に対しても、また組織の責任者として未然に防ぐことができなかつたこと、このことを重く受け止め自らを戒め、責任の一端を表すものとして、給

与の減額について条例案の提案をさせていただいております。内容は5月から3か月間、町長の給与を30パーセント、同じく3か月間、副町長の給与を15パーセント減額する特別職の給与条例の改正をお願いするものでございます。また今一度職員一丸となりまして更なるコンプライアンスの確立、職員間のコミュニケーションを向上させ、風通しの良い職場をめざし、再発防止と1日も早い信頼回復に努めてまいります。どうかよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程の順序を変更し、日程6特別委員会の設置についてを先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。特別委員会の設置について日程の順序を変更し、先に審議することを決定しました。

日程第6．特別委員会の設置について

富永豊議長

日程6、特別委員会の設置についてを議題とします。お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき議員全員で構成する適正な行政事務確保調査特別委員会を設置して、度重なり発生した職員不祥事の更なる原因究明と再発防止に関する調査、並びに議案を第51号条例についての調査を付託し、調査終了までの閉会中の継続審査を行うこととしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って議員全員で構成する適正な行政事務確保調査特別委員会を設置して度重ねて発生した職員不祥事の更なる原因究明と再発防止策に関する調査並びに議案第51号条例についての調査を付託し調査終了までの閉会中の継続審査を行うことで決定しました。しばらく休憩します。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時01分)

富永豊議長

日程第5、議案第52号、失礼しました。休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に適正な行政事務調査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果が通知されましたので報告します。委員長に佐々木美知夫委員、副委員長に津田宏委員を、以上でございます。

日程第5．議案第52号

富永豊議長

続きまして日程第5、議案第52号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算第1号について議題とします。提出者から説明を求めます。はい、町長。

小坂眞治町長

議案第52号平成29年度安芸太田町一般会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。今般発生しました町職員による広島県補助金の不適切な処理事案につきまして4月18日午後広島県の担当課であります中山間地域振興課から来庁され、当該補助事業に係る関係書類及び現地調査を実施された結果今回の不正書類に係る広島県補助金の返還額が67万5千190円に確定したことに伴い、早急に返還することにより、広島県の信頼を回復するとともに、支払いが遅延することによる加算

金の増加を防ぐため、当該返還金の支出のための補正予算を提出するものでございます。詳細につきましては担当より補足説明をさせます。

富永豊議長

はい、総務主幹。

川越慶介総務課主幹

それでは、議案第 52 号平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算第 1 号についてご説明させていただきます。この度歳入歳出それぞれ 67 万 6 千円を追加し予算総額を歳入歳出とも 79 億 7 千 67 万 6 千円と定めるものでございます。資料の 6 ページをご覧ください。今回の歳出に対します歳入でございますが、財政調整基金を取り崩し、財源に充てることとしております。続きまして 8 ページ歳出でございます。歳出につきましては、今般発生しました県補助金の不適正事案の処理に係るものとしまして企画政策費の償還金利息及び割引料を増額するものでございます。詳細につきまして、担当からご説明させていただきます。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

若干補足をさせていただきます。今回提案しております補正予算につきまして、内容につきましては今回の補助金不正につきまして、不正な手続きで地元自治会の方へ補助金が交付されたということでございます。この 67 万 6 千円につきましては、平成 29 年 3 月 30 日及び 31 日に地元団体の方から町の方へ返還をされ町としましては平成 28 年度の歳入として雑入へ計上いたしております。今回の補正につきましては、29 年度予算でございますので財源として財政調整基金を取り崩して財源とする内容としておりますのでご理解をいただきたいと思っております。それで先ほど主幹が申しましたように、これが補助金返還の元本部分でございます。元本を振込み確定したことにより延滞の計算がストップいたします。今後延滞金が確定した段階で次の議会にその延滞金の補正予算及び延滞金は地方自治法第 96 条第 1 項で定める議会の議決を要する案件であるというふうに理解しておりますので合わせて賠償金の支払いについてという議案を提案して議決をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

富永豊議長

それでは、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4 番矢立議員。

矢立孝彦議員

52 号につきましてはですね、度重なる不祥事件に係る議案ということでございます。先ほどの 51 号につきましては町長副町長の処分が出ましたけれども、特別委員会に付託するというところでございますが、本来防げる事案、防げる事故、防げない事故、事案があると思っておりますけど、第 1 回目の不祥事件につきましてもこの度の事件につきましてもですね、当然防げるべき事案であったろうというふうに思いながら質疑をさせていただきたいと思っております。まず、今回の議案ですから、なぜ防げなかったのかということについて、1、2 点。まず、当該事業の起案、決裁の状況についてはどうであったか。一人の職員がすべて丸まかせでやっておるというような報告でございましたが、実態的にはどうであったか。申請から、補助申請から起案、決裁、それから事業の経過、実績の報告等々について、その状況を説明をいただきたいと思っております。それから対象地区との連携、二つの地区、三つの事業がございますけれども、その対象地域のいわゆる受け皿団体との連携の状況はどうであったのか。事業の計画の段階から報告の段階までかいつまんで報告をされたい。次についてはですね、県の補助事業の取扱要領について説明をいただきたいと思っております。この事業についてはですね、新しい事業ということで、県も非常に肝いりの事業でございました。うちの町もですね、特別に補助をいただいて頑張ってみようという説明でございましたけれども、この事業につきましてはですね、どうして防げなかったかということについては特別委員会で詳細な審査調査をすることではありますが、この本会議においてはですね、一点だけ。交付要綱、補助の交付要綱の中でですよ、年度内の状況報告というものがおそらく義務付けられておると思うんですよ。年度内の中間報告。それ、どういうふうに規定してあるんか、報告をください。もう一点。一職員にほとんどすべての責任を押し付けてですよ、処分を行い、一昨日懲戒免職という処分がなされたようでございますけれども、いわゆるトカゲのしっぽ切りの印象が強い。行政姿勢に問題があるんじゃないですか。内部の仕事ぶり、連携、管理監督等々についてですよ。現在議会では、執行部が一応調査したものを報告をいただいたものの段階でございますけれども、議会としてはですね、客観的な判断、監査機関を含めてする必要があろうというふうに考えておりますけれども、本来町長はですよ、詐欺事件にかかるものについて、処分を行ってきましてね。度重なる事件事案についてですよ、やっぱり町長

として信を問うべきじゃないですか、今回は。そのぐらいの腹をもってやらんとですよ、職員も町長も、ごめんなさい、職員も町民もついてこんでしょ、これは。その点について見解をちょっと述べてください。それから事務的な問題について、監査機関の特別監査はされてない段階ですよ、今現在。にもかかわらず、今回議案として、67万6千円の返還金を上程するというタイミングについて聞きますよ。返還にかかる県からの公文書についてはですね、おそらく県要綱にあると思うんですよ、この事業について。それをどういうふうに記されておるんですか。さきほどの説明は理解するにしても、延滞金を含めて金額確定してないものについて、しかも県要綱に準じてないものを本議会があらかじめその金額を忖度をして審議をするということについての行政手続きについては、適正かどうか。これについて答弁ください。

小坂眞治町長

度重なる不祥事、私自身に責任があることは当然でございます。さきほど51号議案で申し上げた通りでございます。また更に信を問うというようなご質問をいただいたところでございますが、この事案、また過去の事案、重ねての事案につきまして、コンプライアンスの向上、風通しの良い組織、そうしたふうな取組みを通じましてですね、信を問いたく取り組んでまいりたいと思います。

小島俊二副町長

いくつかの質問をいただきました。まず最初に、今回の事業の起案、決裁の状況でございますが、この事業は県の平成27年度9月の定例県議会において補正予算で成立させた事業でございます。よって、平成27年9月以降の県内の団体の方へ募集をされた事業でございます。安芸太田町としまして、平成27年10月に県の方に補助申請をいたし、同月の7日、5日だったですかね、県の方から補助決定が出ております。実際、書類を見ますと、地元から町の方へ補助金申請が出たのが、28年の1月でございます。その間、起案として上がっておるのは、県への補助申請及び県からの補助決定等々の起案はございません。書類が残っておるだけでございます。正式に起案があるのは、平成28年1月の地元から補助申請が出て、地元に対して補助金交付をしていかどうかの伺いが出ておるといような状況でございます。ここに一番今回の不祥事の大きな原因がございまして、当該本人もその事業執行にあたって行政として当然すべきである起案という行政事務を行ってない。担当課長にしてもこの事業が町として予算を組んでいるということは知っておりますので、この事業の進捗状況等について、当然に担当職員にチェックを入れるということは必要でございました。この部分が全く欠けていたという部分が今回の不祥事の発生の根本原因でございます。二点目の地元団体との連携でございますが、地元団体とはこの事件の関連で同時期同地域で国の補助事業を実施いたしておりました。そういった関係で、国の補助事業については国の検査を受けたんですが、適正に執行されておるとい状況でございました。地元には二回ほど説明等にあがっておるんですが、地元としては担当職員及び地域づくり課は地域のために一生懸命努力してくれとるとい意見をいただいておりますが、事業内容につきましては国の補助金と県の補助金が存在するという内容のことは説明をいたしておりますが、地元からの町への申請でありますとかそういった事務は当該職員が一手に行っており地元は県の補助金がどうか、国の補助金がどうかということは、あまり把握されていなかったという状況でございます。最初に不正について説明に地域に参った時に、地域の役員の方は、これが不正だったんですよと説明すると、この事業は実際やっとならないかというご意見をいただきました。しかしながら国の領収書等を流用してやっとなんですよ、公務員としてあるまじき行為なんですよとということで初めて理解をいただいたといような状況でございます。今後の地域との連携でございますが、国の事業は全体で五か年の事業でございます。今後平成29年度は三か年目に入りますが、地元としても引き続き連携をしていく、町としても両地域に対して事業の継続について支援をしていくということで、役員の皆様と合意を交わしているところでございます。三点目が、県の補助要綱でございます。県の補助要綱を見ますと、確かに中間報告というのが存在しております。各年度の11月30日までの状況について12月10日までに報告を求めるとい要綱になっておりますが、平成27年度につきましては、1月が実績の事業着手でございますので、この要綱どおりの事務は行ってないという状況となっております。四点目の今回の職員の処分につきまして、当該職員は懲戒免職ということでございますが、トカゲのしっぽ切りという言葉がございましたが、町としましては、懲戒処分審査委員会の中で管理監督責任がある職員について、減給という重い処分を管理監督責任が十分に果たされていないということで下しておるところでございます。一方、本人につきましては、懲戒処分審査委員会の中で議論したんですが、当初の酒気帯び運転につきまして、町の規定は免職でございます。そういったことを踏まえる中で、第一回の審査会でも開催後すぐにこの補助金不正が発覚いたしました。三日後に。そういった状況で、酒気帯び運転で懲戒免職を発令することは、この補助金不正について真

相究明が果たされないということで、この補助金不正もあわせて調査することで、審査委員会の意見がまとまったというところまでございまして、審査委員会の中では決して補助金不正と酒気帯び運転を合わせての処分という考え方ではございませんのでご理解をいただきたいというふうに思っております。それと今回補正予算を提案させていただいた時期の問題でございます。確かに県からの公式なこれだけの返還金を求めるという文書は未だ届いておりません。しかしながら、4月18日に県の担当者三名が来て、書類審査及び地元の調査聞き取りを行いました。そういった中でこの67万5千190円につきましては、確定をいただいたというふうに理解をいたしております。現在県庁内部で事務的な手続きを行っております。担当者にも確認したんです、担当者と担当者の上司にも確認をいたしましたがこの金額は変わることはないということでございます。一日も早い支払いで県との信頼回復を行うとともに、延滞金の進行をストップするために早期の経費の支払いを行い今後の再発防止策及び町長副町長の責任の所在の明確化にまい進をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

矢立孝彦議員

今の説明ではですね、きわめて不十分でございます。いずれにしても詳細な調査審査についてはですね後刻行うということでございますが、対象地域についてはほとんどすり合わせがなされていないというような報告でございましたでしょう。年度途中で県が補正で組んで、やっていくという事業であったということではあるにしても、県が当該事業にかかる補助事業の交付要綱を設置しないまま、補助金を資することは、ないわけですね。年度途中であってもですよ。その要綱についての記載について報告を求めたわけですが、中間報告については年度内の状況報告については27年度についてはできなかったという説明でございましたね。同時に返還義務が生じたときに、どうするかという規定もその要綱にあるはずなんですよ、こりゃあ。それにのっかって、県もそのことの返還命令を出すとか金額を含めてですよ、事務的に。それを受けて本町がきっちりとした金額を確定して損害金を含めてですよ、やるのが行政手続きのイロハのイでしょ。だから今タイミングがどうなのかということ聞きよる。それによって、県の機嫌取るような状況じゃないじゃないですか。信頼関係を回復するということは、早う元金を払うということだけじゃない。そんな説明じゃ納得いかん。県の要綱上、返還義務の要綱上どうなるとるんかいうのを説明しんさいや。一点。それから、そもそもこの事業はですよ、町の事業じゃないんでしょ。町の直接事務じゃないわけでしょ。受け皿としては自治組織であるとか地域づくりの団体であるとかいうことについては、直接の事業主体なわけでしょ。それ町の職員が丸まかせで全部やりよったということでしょ。そこらあたりの当該団体と町の組織との連携はどうだったかいうことを聞きよる。はい、もういっぺん。それから、町長の方には信を問うという意味は、議員が信を問うべきではないだろうかということについて先ほど答弁があったでしょ。事務屋の答弁を求めとるんじゃないですよ私は。あなたは政治家ですからね。政治家の信を問うという意味は先ほどの説明ではないんですよ。それ納得できませんね。そういう気がないならないということをはっきり答弁してください。以上。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

信を問うということは今お聞きすると職を辞してまた選挙等々の形で信を問うというように今捉えさせてもらいましたけれども、現在のところそういったふうなことは考えておりません。

小島俊二副町長

まず前段でこの県の補正があったと申しましたがその時点では県の交付要綱はすでに定められており、それにのっかって交付申請等々があったということでございます。この返還につきましては交付決定の取り消しというのが第13条に定めてあります。要は法令とか本要綱又は知事の処分に違反したとき等々の取り消し事由が挙げておられまして、13条第2項でそういった取り消し事項に該当した場合は、その命令にかかる交付金の受領の日から納付の期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならないと記されておりますので、県からの通知を受けて今回の76万5千190円ですか、その交付金を返還するために補正を計上させていただいてるものでございますのでご理解をいただきたいと思っております。それと今回の県の事業は地域の団体の事業に対して補助をする事業でございますが、補助金の流れは町が申請をし、町に県の補助金が入り、町から地元団体へ交付をするという関係でございます。そういった事業に職員がどこまでかわるかというのは非常に大きな問題ですが、やはり地域が高齢化なりしとるという状況の中で職員が事務手続きをするということは地域も大きな期待をされとるということが今回の不祥事発生で地元へ出て地元の方がおっしゃる言葉でございます。そういった部分も含めまして今回の不祥事につ

きましては本人の事務のずさんさと管理監督者である上司のチェックが全くなされてなかったということが根本原因だというふうに考えておりますのでそこの防止策の徹底を図って参りたいと思います。以上でございます。

矢立孝彦議員

えーっとね、県の要綱上については色々ありますけども、後刻することにするということにしましょう。それから再発防止云々ということの中でね、これまでも詐欺事件にかかるものについて色々対応を努力をされてきたというように私は思います。思いますけども日ごろ指摘をしておりますようにね、特に公金を使う事業については裏付けがなければいけないということはしょっちゅう言うんですが、この事業においてもですよ、今の説明では町を通して団体の方に交付していくというような流れになつるとということであれば、町はこの事業にかかる補助金の交付要綱を設置し作るべきではないんですか。それに基づいて当該団体に交付していくと、事務を流していくと、これコンプライアンスでしょ。それもないにもかかわらずこういう不祥事件をまた再発させてきたという体質に問題があるという話をしよるんですよ。県が新しい事業を中山間地のために振興のために新しい事業を作ってきたという中で、それを受けて公金いやしくも金額の多少にかかわらず、その公金を取り扱うべき要綱がないんだうちの町には。だから不祥事件がでるでしょ。その体質を言い続けてきとる、今まで。何が再発防止か。この事業にね、かかって、県内でいろんな地域、町村、村はないですね、市町がありますけれども、きっちりとしたこの補助要綱をその自治体で作って事務の流れを裏付けを作ってる自治体があるじゃないですか。うちにはそれすらないんですよ。いけいけどんどんで連携もなく一人の職員へ丸まかせ、極端にゆうたら、前途ある二人の有能な職員を免職に処分せざるを得ないということをしてきた体質というものとは全然おってないということですよ。あなたたちは。若い職員さんが仕事をやっちゃおられんでしょ。はっきり言うて。ちょっとした失敗なら全部それへ責任を負わせて辞めてしまえって。だから再発するんですよ。補助要綱いうものをうちの町に作っておく必要はなかったんかということをお願いする。

小島俊二副町長

今回の県の地域課題解決支援事業につきまして県内の市町でこれ専用の要綱を作成しているかどうかということは私現在承知いたしておりませんが、安芸太田町の場合、補助金交付規則というのがございます。一般的な補助金はこの補助金交付規則にのっとって手続きを進めてまいります。よってその補助金を交付、要綱がないというのはちょっと違う内容質問であろうというふうに思いますんで、要は町にある、(安芸高田市やとるじゃないという声あり)内容につきましてはまた調査を致しまして報告させていただきますが町の今回の事業につきましては町にある補助金交付規則と要綱にのっとって手続きをとるという内容でございます。

末田健治議員

今回の事案につきまして28年3月に詐欺及び収賄事件に関する調査報告書いうのをいただきました。その後コンプライアンスの順守ということで取り組みがなされておったんだらうとこれは推測をさせていただきますけども、再び発生をしたということを私のところに新聞報道以来大変多くの人から町民の方からどうなっておるかということの問い合わせがありました。私の方で答えるその材料がありませんでしたので本日の臨時議会において説明があるであろうということで回答しておりますが、私は町長が日ごろからその協働のまちづくりを標榜されておりますよね。ですが私はこれはどう言いますか本当に言葉だけになっておるのではないかなという私は印象を持っております。この今回こういう事案が発生したことによりまして協働のまちづくりをこの人口が減少する町で発生をするということは住民の人と今こそ一丸となってまちづくりを進めて行かなければいけない、この時期にこのようなことが発生したということは非常に残念であるし町長はそのことを重く私は受け止めていただきたい。ただその減額のその条例を提案をすればいいというものでは私はないと思っておりますし、もっと言えば住民一人一人の方にこのことをきちっと再発防止のための取り組みを私は説明してほしいということを強く求めておきます。協働のまちづくりについて再度私はもう一度よくその意味を踏まえて取り組んでほしいなということをお願いします。以上です。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

重ねての答弁は避けます。ご指摘のとおりでございます。お一人一人ということにはいかないにいたしましてもできるだけの機会を通じましてこの信を問うと申しますか、信頼回復の取り組みについてメッセージを発信し、一日も早い信頼回復に努めてまいります。

富永豊議長

他に、はい平岡議員。

平岡昭洋議員

私こういう会議ですお話しさせてもらうというのはあまりないんで素朴な質問をさせていただきたいと思っているんですけど。たまたま私の勤めていた会社もですね、かつて大不祥事がありましてですね、営業停止に追い込まれてですね。そのあとも同じことを二度と起こったら、会社はつぶれるとそういう意識でここ何十年頑張ってきて、コンプライアンスは毎月一時間きっちり取ると、そういうこともやってですね、初めはやっぱりコンプライアンスというのはですね、ある意味ではすごく自分を規制することなんで、厳しいなと思ってましたけれど、今じっくり考えるとですねすごいよかったと、何が良かったかという、誰も辞めなくて済んだと、コンプライアンスというのはですね、自分を規制してなおかつ会社を守ってですね、本当はみんなが幸せになることだと思うんですけど、今回見ておるとですね、かつても含めてですね、二人の方が懲戒ということと一人の方が依願退職と本当に彼らの本当に人生を考えたらですね本当に管理職の方はいったい何を考えてらっしゃるのかと、私は長いこと管理職をやっておりましたんでね、もしそういうものが部下に出た場合には、自分が責任をとるなんてのは当たり前前で、それより彼らの人生を狂わした自分というのに対してですね、非常に呵責を負うところであろうと思いますけれど、本当に皆さんはそれでよろしいんですか。今回のこの会議が終わってですね特別委員会があつてじゃあ減給で何ぼでと、あー終わった終わったと、そういう組織でもしあればですね間違いなくもう一回も二回も三回も同じことが起こります。たぶん安芸太田町にですね自浄機能は全くないと、私は未だにそう思う、今回のいろいろ資料を見てもですね、早く何かこれを通したい、かれを通したい、県からの心証を悪くするから早くお金を返したい、もう心証は悪くしております。少く遅れても心証がよくなることはありません。そういう事務的なことを急いでですね、何とか早くこれから逃れようとするようすごくそういうイメージを私は持っておつてですね、それに関しては別に給料減額するから何をどうするかと言って、私個人的に見たらそんなもんで済むならいいなあと思います。皆さんに心の傷は残りませんか。この傷はどうやって返すのでしょうか。それについてももしお答えできる方があったらお答えください。お願いします。

富永豊議長

はい、町長。

小坂眞治町長

自浄能力がどうかという本当に厳しい問いをかけられました。ご指摘のようにですね不祥事を重ねて起こすということに関しましては組織としては十分でない深く反省をしております。しかし、一方では先の不祥事からの取り組みの成果が幾分かは出ておると私は信じております。そうした中でやはりこの取り組みが十分さがまだ足りずにあるセクション、ある一部のところでですねそうしたふうな形で現れたと深く受け止めておるところでございます。それと前回の時も私が退職辞令を手で渡しました。今回もそういったことをいたしました。本当に迷惑かけると申しますか、それぞれが町づくりにですね一生懸命まい進してくれておりながら、そうしたふうなことをせざるを得ないような状況にいたつたと、本当に残念でまた悲しい出来事でございました。そうしたことを胸に刻みまして今後そういったことが二度と起こらない、更なる決意を含めまして取り組みたく思っております。またいろいろとご指導また我々の取り組みについてですねご指導またご助言いただければ幸いです。

富永豊議長

はい、副町長。

小島俊二副町長

町の事務を預かる副町長としまして先ほどの議員のご指摘非常に胸が痛い思いでございます。毎回課長と話しておりますが今後各課長と再度再発防止なり地域づくりなりもういっぺん話す機会を持ち、その後各職員と就任以来職員と話す努力はしておりますが、より一層そういったコミュニケーションを高めて町政の信頼の回復と地域の振興にまい進してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

富永豊議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 52 号平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算第 1 号について採決します。

議案第 52 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第 52 号平成 29 年度安芸太田町一般会計補正予算第 1 号については、原案のとおり可決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成 29 年第 4 回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同、礼。

午前 11 時 35 分散会
